

地域密着型

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

サービス利用契約書

医療法人 朋寿会

グループホーム

福の里 花乃邸

認知症対応型共同生活介護サービス利用契約書

介護予防認知症対応型共同生活介護サービス利用契約書

ご利用者 _____ (以下「甲」といいます。) と、
事業者 医療法人 朋寿会 認知症対応型共同生活介護 福の里 花乃邸 (以下「乙」といいます。) は、下記のとおり認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス (以下「認知症対応型共同生活介護」という。) 利用契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

乙が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

第2条 (契約期間と更新)

本契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間満了日の7日前までに、甲から文書による契約終了の申し入れがない場合、この契約は自動更新され以後も同様とします。

第3条 (認知症対応型共同生活介護の基本内容)

グループホーム (認知症対応型共同生活介護) とは認知症の方に対し、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、自立した日常生活を営めるように支援する介護サービスです。

第4条 (認知症対応型共同生活介護計画書の作成・変更)

乙は、甲の心身の状況、希望およびそのおかれている環境を踏まえて、甲および甲の身元引受人と介護従事者との協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画書または、介護予防認知症対応型共同生活介護計画書 (以下「介護計画書」という。) を速やかに作成します。

また乙は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

2. 甲および甲の身元引受人は、乙に対しいつでもサービス計画の内容を変更するように申し出ることができます。この場合乙は、明らかに変更の必要がないとき及び甲又は甲の身元引受人の不利益となる場合を除き、できる限り甲の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

3. 乙は介護計画を作成し、また同計画を変更した場合には、甲及び甲の身元引受人に対しその内容を説明し同意を得ます。

第5条（各種サービスの内容及びその提供）

乙は、前条により作成される介護計画書に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

2. 甲は、介護保険給付サービスとして、下記のサービス等を受けることができます。なお、食事その他家事等については、甲は乙と共同して行うように努めるものとします。但しこれらのサービスは内容ごとに区分することなく、全体を包括して提供します。

ア. 食事・排泄・入浴・着替え等の介助

イ. 日常生活上のお世話

ウ. 日常生活の中での機能訓練

エ. 相談・援助等

3. 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

第6条（関係事業者との連携）

乙は、甲に対して認知症対応型共同生活介護を提供するにあたり、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（サービス利用）

乙が提供するサービスのうち、甲が利用する介護計画書は、甲と乙との文書による合意により決めるものとします。

1. 甲が乙の提供する認知症対応型共同生活介護サービスを受けようとする場合には、甲は、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど事業運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。

2. 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合にあっては、別途紹介等必要な措置を講じます。

3. 甲は、乙のサービスを利用するにあたって、別紙「重要事項説明書」記載の留意事項及び別に乙が定める運営管理規程に従います。

第8条（居室の変更）

入居後、甲から居室の変更の申出があった場合で、乙がその申出を相当と認めたとき、又は、乙のサービス運営上可能な限り居室の変更を行います。

第9条（健康管理）

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談と別紙「重要事項説明書」記載の医師等による受診をお願いします。

第10条（相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、甲及び甲の身元引受人に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

第11条（金銭等の管理）

1. 乙は、次項に定める場合を除き、甲の財産を管理しません。
2. 甲の生活を維持するうえで必要性が認められる場合には、甲および甲の身元引受人の委託に基づき、甲のために日常的な金銭の管理をすることがあります。

第12条（記録の閲覧・謄写）

1. 甲は乙に対し、記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は甲または甲の身元引受人に対して実費相当額を請求することができます。
2. 乙は、甲に対する認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

第13条（利用料の支払い等）

1. 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
2. 乙は甲に対し、利用月の利用料等の請求書を翌月15日頃までに交付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区分を明示します。
3. 甲は、乙に対し利用月の利用料等を乙の指定する方法により支払います。
4. 乙は甲からの料金の支払いを受けたときは、甲に対し領収証を発行します。

第14条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく2ヶ月以上滞納した場合は、乙が甲に対して2週間以内に滞納金額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがない時は、契約を解除することができます。

第15条（秘密保持）

1. 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り業務上知り得た甲、甲の家族および身元引受人の秘密を第三者に洩らしません。
2. 乙は、乙の職員が退職後、在職中業務上知り得た甲、甲の家族および身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3. 乙は、甲、甲の家族または身元引受人から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において甲、甲の家族または身元引受人の個人情報を用いません。

4. 乙及び乙の職員は前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、甲の家族または身元引受人の同意を得ることなく、個人情報を使用することがあります。

- (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報が生じ、守秘義務が免除される時
- (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、甲の同意を得ることが困難である時
- (3) 個人情報保護法第 23 条 1 項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時

第 16 条（損害賠償）

1. 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について、不可抗力による場合を除き、賠償する責任を負います。但し、甲、甲の身元引受人に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができます。

2. 乙は、万が一の事故の発生に備えて、日本インシュアランスグループ株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。また前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、甲、甲の身元引受人に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

3. 甲の故意又は重過失により、乙の施設又は備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

第 17 条（契約の終了）

次の各号に該当するときは、この契約は終了します。

1. 要介護認定更新において、甲が要支援 1 もしくは自立と認定された場合。
2. 甲が死亡した場合
3. 第 18 条に基づき、甲が契約解除を申し出た場合

第 18 条（甲の契約解除）

甲は、いつでも 30 日間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

甲は、乙に下記の事由が認められる場合、前項の定めに関わらず、乙に対して、この契約の催告を要さず当然に解除することができます。

- (1) 乙が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 乙が、社会通念に逸脱した行為をした場合
- (3) 乙が、天災、災害その他やむを得ない理由により、サービスの提供が不可能になった場合

(4) 乙が、この契約に定める義務及び介護保険法関係法令に違反した場合

第19条（乙の契約解除）

1. 乙は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除できます。
 - (1) 第14条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
 - (2) 甲が故意に法令や施設管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
 - (3) 甲が要介護認定において要支援1もしくは自立と認定された場合。
 - (4) 伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大影響を及ぼす恐れがあり、かつ治療が必要である場合。
 - (5) 甲の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
 - (6) 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合。

第20条（清算）

甲が認知症対応型共同生活に関して、乙から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により清算の必要が生じた場合は、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに返還します。

第21条（苦情処理）

1. 甲又はその家族は、提供された介護サービス等に苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。
2. 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲又はその家族が1項又は2項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。
4. 甲又はその家族より苦情申立があった場合は、乙は適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

第22条（緊急時の対応）

- 乙は、甲が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、甲の主治医又は乙の協力医療機関において速やかに連絡をとり、必要な治療が受けられるよう、必要な措置をします。
2. 乙は、甲が急に身体の具合が悪くなった場合は、主治医と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるよう努めます。
 3. 乙は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の施設と連携・支援体制をとります。

第 23 条（身元引受人）

1. 乙は、甲に対して身元引受人を求めることがあります。
2. 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行する責任を負います。
3. 甲の身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - (1) 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように乙に協力すること。
 - (2) 契約解除または契約の終了の場合、予め退居先が決まっている場合を除き、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること。
 - (3) 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他必要な措置をなすこと。

第 24 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第 25 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約の証しとして本契約書を 2 通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その 1 通を保有します。

令和 年 月 日

(ご利用者：甲) 私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設における各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所

氏 名

電話番号

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

電話番号

署名を代行した理由

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名

電話番号

(事業者：乙) 当施設は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒453-0816 愛知県名古屋市中村区牛田通 1 丁目 1 番地の 6

名 称 医療法人 朋寿会 グループホーム 福の里 花乃邸

代表者 理事長 野村 敬史

電話番号 052-485-8848 (FAX) 052-526-3834